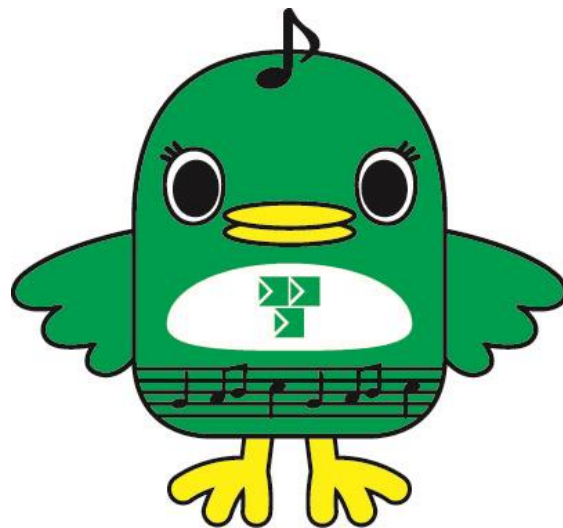


習志野市公共施設等総合管理計画（案）

概要版



平成 28(2016)年 月

習志野市

《 目 次 》

第1章	公共施設等総合管理計画策定にあたって	1
1.1	公共施設等総合管理計画の目的	1
1.2	公共施設等総合管理計画の位置付け	1
1.3	公共施設等総合管理計画と公共施設再生計画の関係	1
1.4	公共施設等総合管理計画と地方公会計制度改革の取組との連携	2
1.5	公共施設等総合管理計画の役割	2
1.6	対象施設の範囲	2
1.7	計画期間	5
第2章	公共施設等の現況及び将来の見通し	6
2.1	公共施設等をめぐる現状と課題	6
2.2	本市における公共施設の現状と課題	12
2.3	本市の総人口や年代別人口についての今後の見通し	13
2.4	公共施設の更新等に係る中長期の経費見込み	14
2.5	財政の現状と公共施設の更新等に係る財源見通し	18
第3章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	22
3.1	公共施設等の現状や課題に対する基本認識	22
3.2	公共施設等の管理に関する基本方針	22
第4章	施設類型ごとの管理に関する基本方針	23
4.1	公共建築物（公共施設再生計画対象施設）の 管理に関する基本方針	23
4.2	インフラ・プラント系施設の管理に関する基本方針	24
第5章	公共施設等総合管理計画の推進に向けて	25
5.1	推進体制の整備	25
5.2	情報公開による問題意識の共有化	25
5.3	市民協働と官民連携の推進	25
5.4	地方公会計制度改革の取組との連携	26
5.5	公共交通との連携	26
5.6	広域連携の検討	26
5.7	個別施設計画の策定に向けて	26
5.8	計画の進行管理	26

【参考資料】

- ④ 対象施設一覧表

■ 第1章 公共施設等総合管理計画策定にあたって

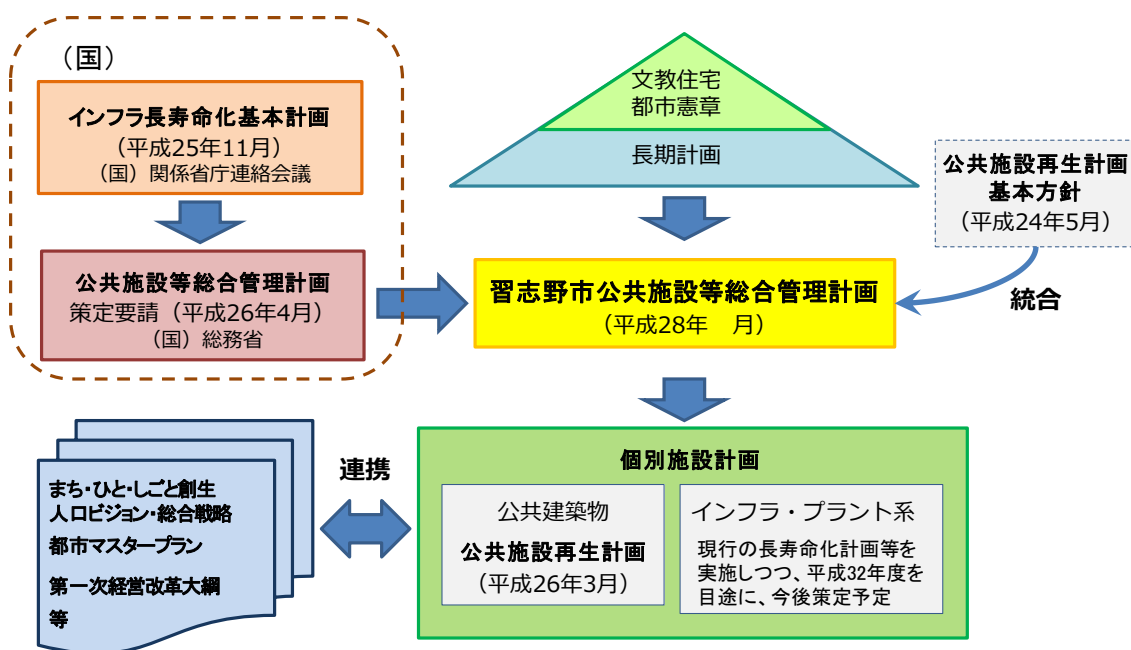
1. 1 公共施設等総合管理計画の目的

習志野市公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という。）は、本市が保有する資産のうち、公共建築物、インフラ系、プラント系の公共施設¹について、適切な資産改革、資産経営のもとで、公共施設の再生²を実行するにあたっての基本的な考え方や取組の方向性を明らかにすることを目的とするものです。

1. 2 公共施設等総合管理計画の位置付け

本計画は、国から公表された「インフラ長寿命化基本計画」に基づき策定する行動計画であり、平成26(2014)年4月に総務省から策定要請があった「公共施設等総合管理計画」に該当する計画です。

図表 本計画の位置付け



1. 3 公共施設等総合管理計画と公共施設再生計画の関係

本計画は、平成24(2012)年5月に策定した「習志野市公共施設再生計画基本方針」を改訂する形で本計画と統合するとともに、平成26(2014)年3月に策定した「習志野市公共施設再生計画」を、本計画に基づく公共建築物に関する個別施設計画として位置付けます。

¹ 個別対象施設一覧表は、巻末参考資料に掲載します。

² 公共施設の「再生」とは、建替え（統廃合を含む）、長寿命化、老朽化対策改修、耐震改修など、公共施設の整備を総称します。

1. 4 公共施設等総合管理計画と地方公会計制度改革の取組との連携

本計画の策定及び活用にあたっては、できる限り、地方公会計制度改革の取組と連携を図っていくこととします。このことにより、適切な公共施設マネジメントを実現し、持続可能な都市経営の推進に努めていきます。

1. 5 公共施設等総合管理計画の役割

公共施設を所管する各部局が、本計画に基づき統一的に取組を進めることにより、本市における資産改革・資産経営が組織横断的に整合性をもって推進することが可能となります。このことにより、限られた経営資源を効果的・効率的に管理、活用することができます。

1. 6 対象施設の範囲

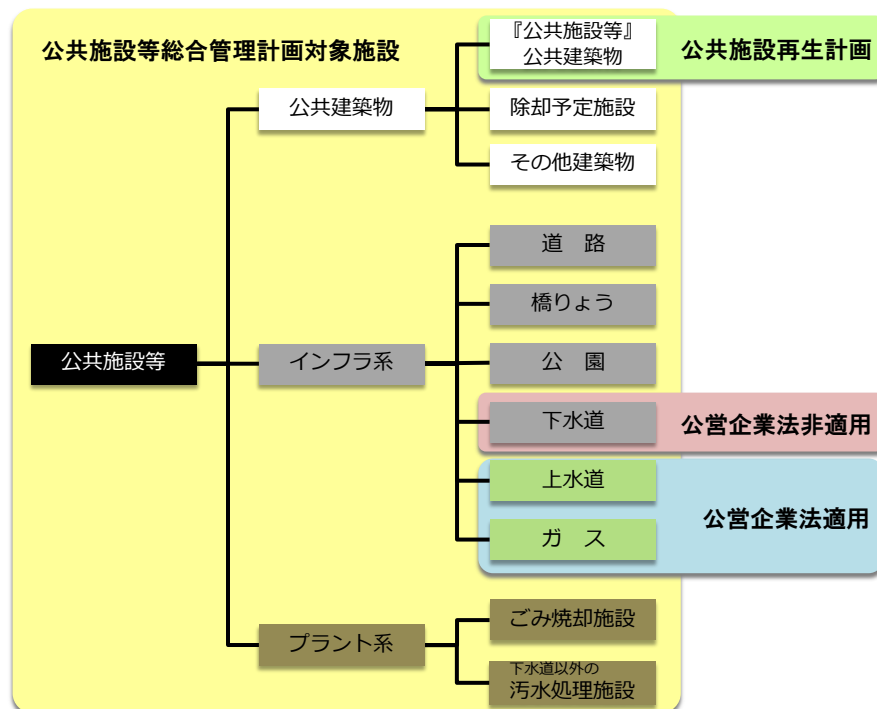
本計画の対象施設は、本市が保有³している公共建築物、インフラ及びプラント系施設を対象（土地を含む）とし、以下、本文中では「公共施設」と称します。

なお、本計画では、「公共施設再生計画」の対象施設を公共建築物と称します。

インフラ系施設とは、道路、橋りょう、公園、上下水道、ガスなど、都市基盤を形成する施設です。

プラント系施設とは、都市基盤を形成する施設の中でも、廃棄物処理施設や污水处理施設のように、特に建物のみならず、内部の設備・機械類の改修・更新経費が多くかつ頻度が高い施設です。

図表 対象施設の範囲



³ 本市が所有する施設を対象とし、所有せず借り上げている施設や一部管理している施設は除きます。

（１）公共建築物

本市が保有する公共建築物（公共施設再生計画対象施設）は、下表のとおり、平成27(2015)年4月1日現在で、123施設、総床面積は、330,985㎡となっています。

このほか、小規模な建築物や現在使用されておらず今後除却が予定されている建築物等があります。詳細は、参考資料に掲載します。

なお、次章以降における公共建築物に関するデータは、平成26(2014)年3月策定の公共施設再生計画のデータに基づくことから、本表の数値と相違があります。

図表 公共施設再生計画対象施設一覧

分類	施設数	床面積(㎡)	面積割合(%)
庁舎	4	12,172	3.7%
消防署所	5	7,479	2.3%
消防分団	8	1,461	0.4%
小学校	16	106,689	32.2%
中学校	7	60,680	18.3%
高等学校	1	17,809	5.4%
幼稚園	11	9,862	3.0%
保育所	10	10,536	3.2%
こども園	3	7,960	2.4%
こどもセンター	1	700	0.2%
公民館	7	6,916	2.1%
図書館	5	3,788	1.1%
生涯学習地区センター	1	909	0.3%
ホール	2	7,958	2.4%
コミュニティセンター	2	1,945	0.6%
教育施設等	3	8,737	2.6%
青少年施設	3	2,377	0.7%
放課後児童会	8	1,045	0.3%
スポーツ施設	8	13,112	4.0%
勤労会館	1	2,346	0.7%
保健・福祉施設	7	15,192	4.6%
公園施設	4	2,579	0.8%
市営住宅	6	28,733	8.7%
	123	330,985	100.0%

平成27年4月1日現在

【注記】

- 公共建築物の施設数及び床面積は、原則として公共施設再生計画時点の数値に、その後の変動を加味して積算しています。
- 平成27(2015)年4月1日に習志野文化ホールが市へ移管されたことから、「ホール」に計上しています。

（２）インフラ・プラント系施設

本市が保有する公共施設のうち、インフラ及びプラント系では、市道 286.7km、橋りょう 23 橋、公園 112.1ha、下水道管 498.9km、水道管 311.4km、ガス管 438.8km などとなっています。

図表 インフラ・プラント系施設一覧

分類		主な施設名	施設数量	単位	備考	
インフラ系施設	一般会計	道路	道路延長	286,659	m	
			道路面積	2,131,499	m ²	
			道路擁壁	31	箇所	
		橋りょう等	橋りょう数	23	橋	
			橋りょう延長	1,339	m	
			横断歩道橋	7	橋	
		公園	都市公園(箇所数)	213	箇所	
			都市公園(面積)	1,121,400	m ²	
			緑道橋	7	橋	
			花壇	4,413	m ²	
	特別会計	下水道	管路延長	498,892	m	平成25年3月末現在
			下水道終末処理場	1	箇所	
			汚水中継ポンプ場	2	箇所	
	公営企業会計	上水道	管路延長	311,412	m	
			給水場	3	箇所	
			井戸	19	箇所	
庁舎			573	m ²		
ガス		管路延長	438,786	m		
		ガスホルダー	4	基		
		整圧器	51	箇所		
		受入所・供給所	4	箇所		
	庁舎	1,800	m ²			

分類		主な施設名	施設数量	単位	備考
プラント系	一般会計	ごみ処理施設	芝園清掃工場	1	箇所
			リサイクルプラザ	1	箇所
			事務所	1	箇所
	下水道以外の 汚水処理施設	茜浜衛生処理場	1	箇所	

平成27年3月末現在

【注記】

- ▶ プラント系施設のうち、旧清掃工場と閉鎖となった茜浜衛生処理場は除却対象とします。

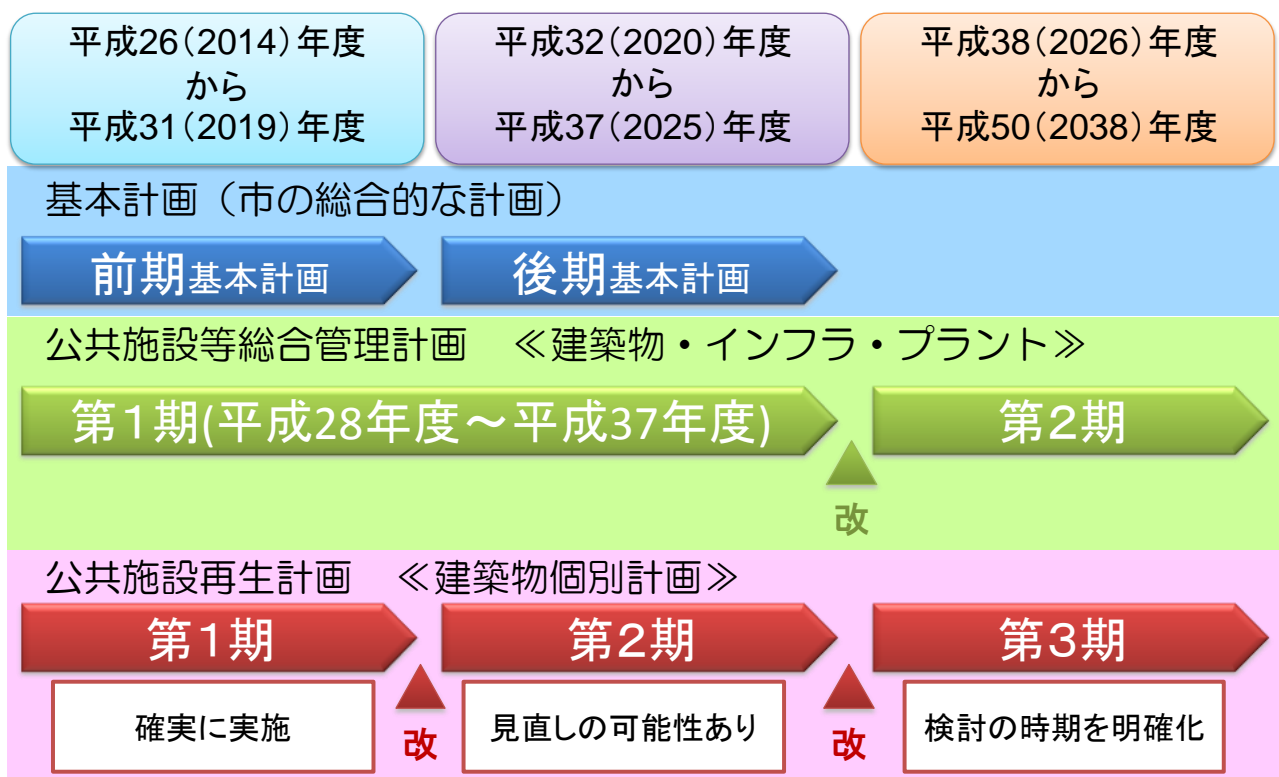
1. 7 計画期間

本計画の計画期間は、最終年度を市の長期計画の計画期間と合わせ、平成 28(2016)年度から平成 37(2025)年度までの 10 年間とします。

ただし、対象施設のうち公共建築物（施設系）については、平成 25(2013)年度に策定した「公共施設再生計画」に基づき、平成 26(2014)年度から平成 50(2038)年度までの 25 年間の計画期間を引き継ぎます。

なお、公共施設等総合管理計画の計画期間は、中・長期に設定することが有効であることから、計画期間中であっても、社会経済状況の変化や、より詳細なデータ把握が可能になった場合など、より精度を高めつつ、計画期間の長期化を含め、適宜見直しを行うこととします。

図表 本計画等の計画期間



■ 第2章 公共施設の現況及び将来の見通し

2. 1 公共施設をめぐる現状と課題

(1) 公共施設の現状と課題

公共施設の老朽化問題とは、高度経済成長期に、急速に整備を進めてきた多くの公共施設が、今後次々に寿命を迎え、更新時期を迎える中で、人口減少社会の到来など、社会経済状況が大きく変化し、今後財政状況が厳しくなる見通しにおいて、老朽化対策のための財源を確保することが困難になる。」という問題のことです。

次頁のグラフは、これまでの公共施設の整備と今後の更新の状況について平均的な姿をモデルとして示したグラフです。

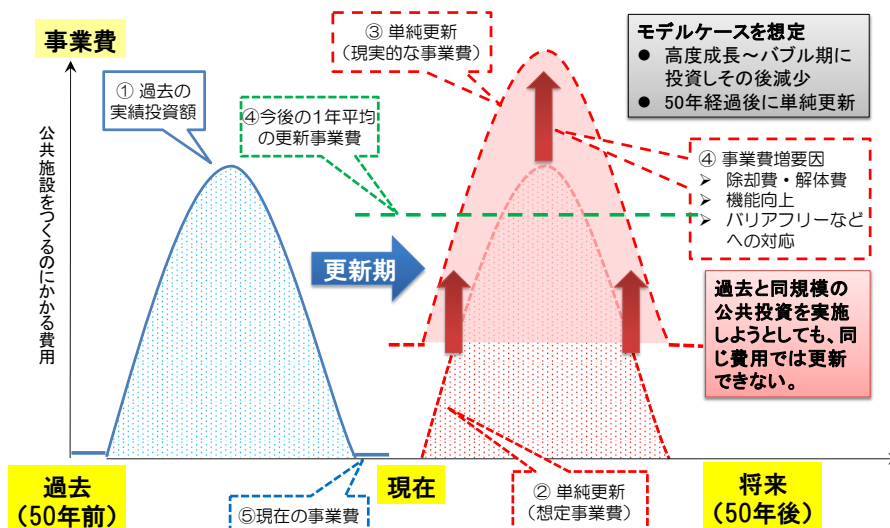
左側の山（①過去の実績投資額）が今までの公共施設整備費の山を表し、「現在」は公共施設整備費が非常に少なくなっている状態（⑤現在の事業費）から、右側の山（③単純更新（現実的な事業費））を登り始めていることが分かります。

しかし、公共施設はいずれ老朽化し、更新する必要が出てくるため、仮に耐用年数を50年と仮定し、単純に耐用年数を迎えた時に同規模で更新しようとすると、施設の耐用年数を経過した後、右側の山（③単純更新（現実的な事業費））が示すように、将来、相当の規模の公共施設整備費が必要となります。今後50年間の事業費の平均が、横線（④今後の1年平均の更新事業費）で示してありますが、現在の線（事業費）より、はるかに多額の公共施設整備費が確保できないと公共施設を同規模で更新ができないということが分かります。

さらに、更新に際しては、50年前のように更地に施設を建設するのではなく、既に老朽化した施設が存在していることから、既存施設の除却費やサービスを継続するための仮設費等の経費が加算されるとともに、耐震基準の強化やバリアフリー化等の法規制への対応などコスト増の要因があるため右側の山（③単純更新（現実的な事業費））のように事業費が増加します。

「今後、増加が避けられない老朽化対策としての公共施設整備費の財源をどのように賄って行けば良いのか？」、この問題の答えを見つけなければなりません。

図表 公共施設の整備と更新事業費についての概念図



（２）公共施設をめぐる現状と早期対策の必要性

現在、私たちが利用している道路、橋りょう、下水道、学校、公民館などの、様々な公共施設は、高度経済成長期からその後の人口が急速に増加した時期に整備されたものが多く、老朽化が急速に進んでおり、近い将来更新時期を迎える施設が数多く存在しています。

これらの公共施設のうち、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ施設は、廃止や統廃合を行うためには、都市構造自体を見直さなければならず現実的ではないため長寿命化による老朽化対策が基本となり、将来的には更新していくこととなります。

一方、学校、公民館、図書館などの公共建築物は、社会環境の変化に合わせた複合化や多機能化などによる再生により、再編再配置を図ることが可能です。これら公共建築物の大半が自治体により設置、管理されており、老朽化も進んでいます。

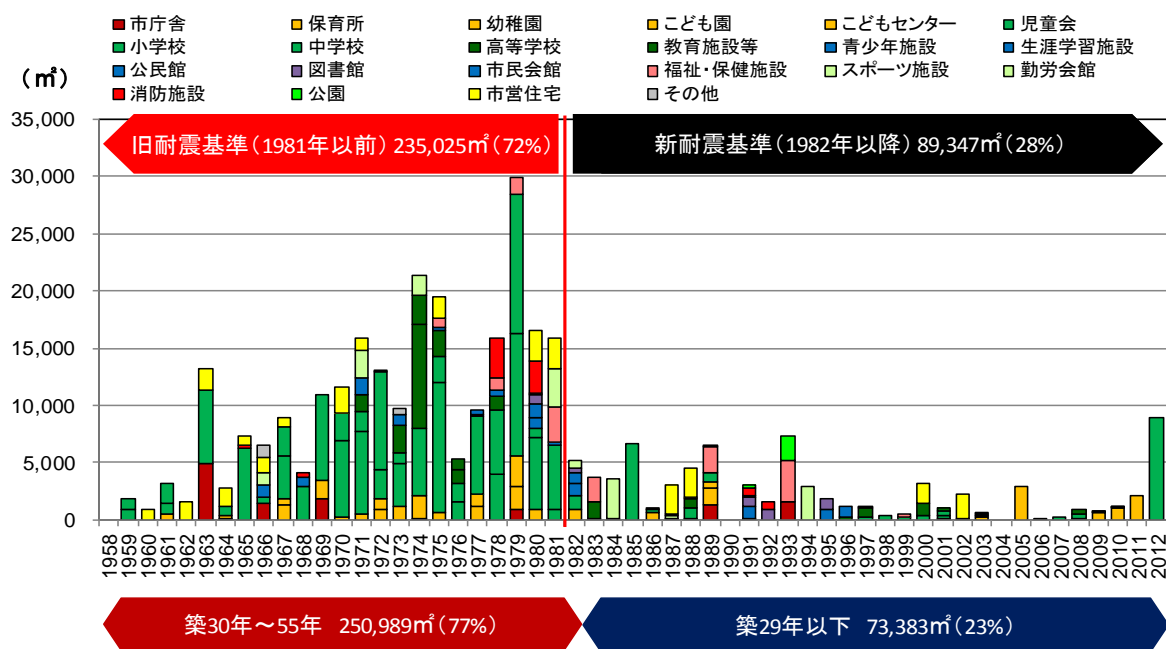
人口減少社会が到来する中で、少子超高齢化、生産年齢人口の減少が進み、将来は、さらに自治体財政が厳しさを増していくことが予想され、今後、保有する公共施設のすべてを更新、再生することは不可能となっています。また、建設した当時と現在では、社会環境の変化の中で、公共施設の役割と住民ニーズとの不整合も課題となっています。

2. 2 本市における公共施設の現状と課題

（１）公共建築物の整備状況

本市が保有する公共建築物の築年別整備状況では、公共施設再生計画対象の公共施設の延べ床面積は、約 32.4 万㎡であり、このうち、旧耐震基準で建設された建物は、約 23.5 万㎡（72%）、新耐震基準で建設された建物は、約 8.9 万㎡（28%）となっています。

図表 公共建築物の建設時期（習志野市）



出典 習志野市公共施設再生計画

（3）インフラ・プラント系施設の現状

① 道路

施設	延長(m)	延長割合	面積(m ²)	面積割合
1級(幹線)市道	30,495	10.6%	529,989	24.9%
2級(幹線)市道	20,418	7.1%	231,781	10.9%
その他の市道	235,746	82.3%	1,369,729	64.2%
合計	286,659	100.0%	2,131,499	100.0%

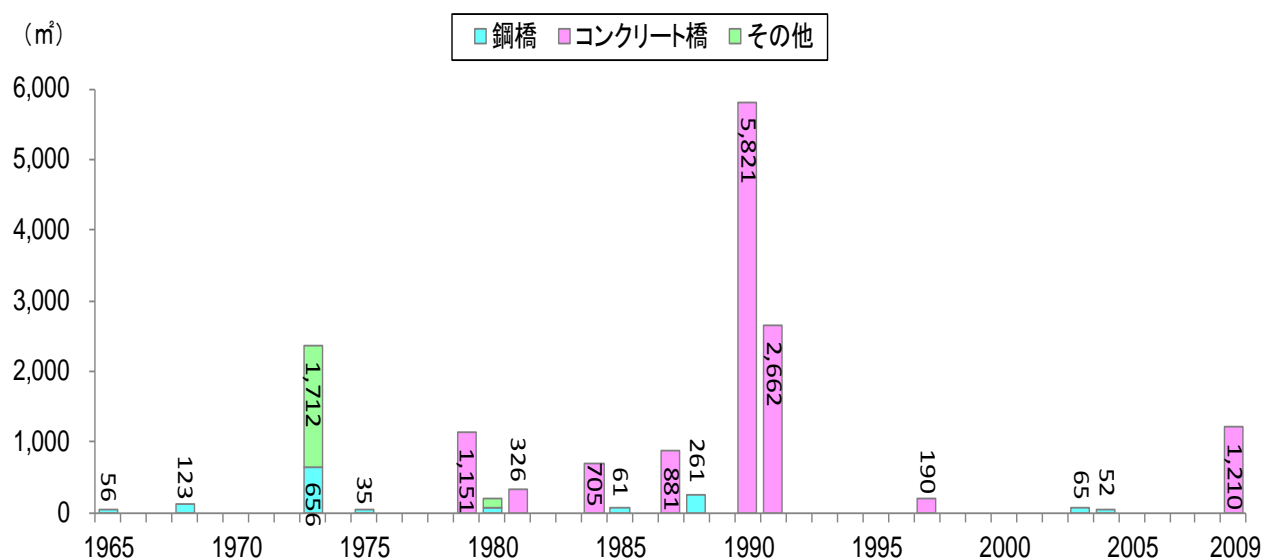
平成27年3月末現在

この他、道路擁壁 31 箇所、道路照明灯、道路標識、道路反射鏡などの多数の道路付属物があります。

② 橋りょう等

橋りょうは 23 橋、その他に本市が管理する横断歩道橋が 7 橋あります。

図表 橋りょうの整備状況



図表 橋りょう一覧

番号	施設名	所在	橋長 (m)	幅員 (m)	延床面積 (㎡)	交差物件	架設 年次	経過 年数	種別	備考
1	鷺沼中央跨線橋	鷺沼台3丁目	214.0	8.0	1712.0	京成・JR・市道	1973/4	42	その他	(コン+鋼)
2	千鳥橋	谷津3丁目	16.6	15.7	260.6	河川	1988/3	27	鋼	
3	谷津第一跨線橋	津田沼2丁目	15.4	8.0	123.2	京成	1968/4	47	鋼	
3-1	谷津第一跨線橋(歩道)	津田沼2丁目	23.5	1.5	35.3	京成	1975/4	40	鋼	歩行者専用
4	菊田川2号橋	秋津3丁目	33.4	20.0	668.0	河川	1979/10	36	コン	
5	菊田川3号橋	秋津3丁目	28.4	17.0	482.8	河川	1979/8	36	コン	
6	新京成跨線橋	津田沼2丁目	28.0	2.0	56.0	新京成	1965/9	50	鋼	歩行者専用
7	袖ヶ浦2号立体橋	袖ヶ浦1丁目	20.5	6.0	123.0	市道	1980/4	35	その他	(ボックスカルバート) 重量制限14t
7-1	袖ヶ浦2号立体橋(歩道)	袖ヶ浦1丁目	24.7	3.0	74.1	市道	1980/4	35	鋼	歩行者専用
8	鷺沼西跨線橋	鷺沼台2丁目	131.5	2.5	328.8	京成・JR	1973/4	42	鋼	
9	津田沼第二跨線橋	鷺沼台2丁目	13.6	4.5	61.2	京成	1985/1	31	コン	15m未満
9-1	津田沼第二跨線橋(歩道) (かえでばし)	鷺沼台2丁目	26.1	2.0	52.2	京成	2004/4	11	鋼	歩行者専用
10	あじさいばし	鷺沼2丁目	21.5	3.0	64.5	京成	2003/3	12	鋼	歩行者専用
11	鷺沼東跨線橋	鷺沼4丁目	131.0	2.5	327.5	京成・JR	1973/4	42	鋼	重量制限5t
12	谷津川2号橋	秋津5丁目	13.4	6.0	80.4	河川	1981/6	34	コン	15m未満
13	谷津川3号橋	秋津5丁目	13.6	6.0	81.6	河川	1981/6	34	コン	15m未満
14	東9号橋	茜浜1丁目	13.7	12.0	164.4	河川	1981/10	34	コン	15m未満
15	東15号橋	茜浜2丁目	28.2	25.0	705.0	河川	1984/9	31	コン	
16	まろにえ橋	津田沼2丁目	129.2	20.6	2661.5	京成・市道	1991/3	24	コン	
17	ふれあい橋	袖ヶ浦5丁目	277.2	21.0	5821.2	自動車専用道路 ・河川	1990/12	25	コン	
18	菊田川1号橋	秋津2丁目	36.4	24.2	880.9	河川	1987/4	28	コン	
19	しらすぎ橋	鷺沼1丁目	23.8	8.0	190.4	市道	1997/9	18	コン	
20	中央公園橋	本大久保4丁目	75.6	16.0	1209.6	市道	2009/2	6	コン	
計			1339.3		16164.2					

※コン…コンクリート橋 鋼…鋼橋

平成 27 年 3 月末現在

図表 横断歩道橋一覧

番号	施設名	所在	橋長 (m)
1	久々田歩道橋	津田沼3丁目	17.5
2	すずかけ歩道橋	津田沼1丁目	11.9
3	あたごばし(1)	東習志野2丁目	58.4
4	あたごばし(2)	東習志野6丁目	12.5
5	津田沼南口歩道橋	谷津1丁目	17.0
6	JR津田沼駅北口デッキ	津田沼1丁目	—
7	JR津田沼駅南口デッキ	谷津1丁目	—

③ 公園

本市が管理している公園は、213施設、総面積 1,121,400 m²です。
 その他、緑道橋 7 橋、花壇を 30 箇所、4,413 m²管理しています。

図表 都市公園一覧表

区分	緑の基本計画 エリア区分	箇所	面積(m ²)	指定 避難場所
街区公園		164	199,502	
近隣公園		8	138,000	
菊田水鳥公園	藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台地区			
森林公園	藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台地区			
屋敷近隣公園	大久保・泉・本大久保・花咲・屋敷地区			
実籾自然公園	実花・東習志野・実籾・新栄地区			
袖ヶ浦西近隣公園	袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園地区			●
袖ヶ浦東近隣公園	袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園地区			
香澄近隣公園	袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園地区			
芝園テニスコート・フットサル場	袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園地区			
地区公園		4	154,100	
谷津公園	谷津・向山地区			
中央公園	大久保・泉・本大久保・花咲・屋敷地区			●
実籾本郷公園	実花・東習志野・実籾・新栄地区			
袖ヶ浦運動公園	袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園地区			●
総合公園		1	433,900	
習志野緑地	袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園地区			●(秋津公園)
風致公園		1	14,500	
鷺沼城址公園	藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台地区			
都市緑地		25	152,000	
緑道		11	44,400	
	都市公園計	378	1,335,904	

出典 習志野市緑の基本計画（平成 18 年度～平成 37 年度）

図表 緑道橋一覧表

施設名	所在	架設年	橋長(m)	交差部物件
茜浜緑道橋	秋津	1986年3月	148.00	県道
すずかけ橋	秋津	1981年8月	155.00	市道
あきにれ橋	秋津	1981年2月	140.65	市道
ゆりのき橋	秋津	1981年2月	117.60	市道
はなみずき橋	秋津	1981年7月	155.00	市道
袖ヶ浦緑道橋	袖ヶ浦、秋津	1981年11月	151.35	市道
菊田川緑道橋	茜浜、芝園	1987年8月	37.00	河川

図表 花壇

施設名	所在	面積(m ²)
八幡公園花壇他29箇所	市内全域	4,413

④ 下水道

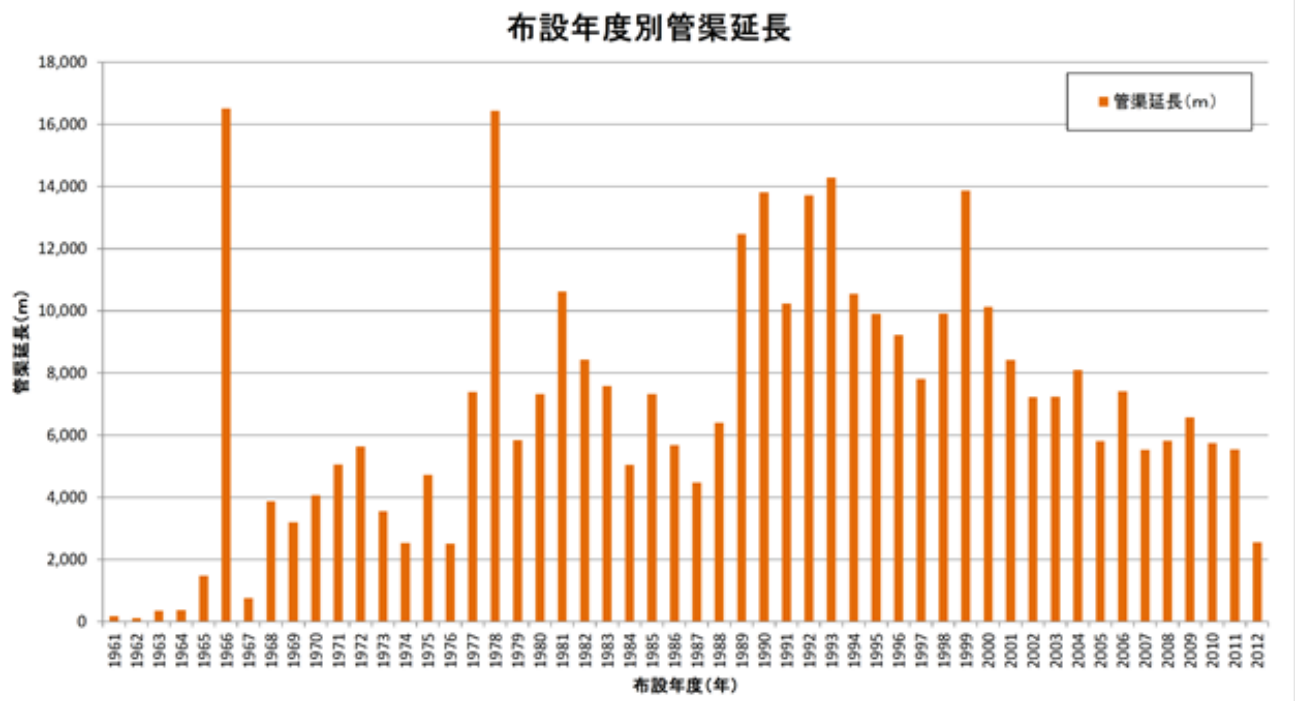
本市が管理している下水道施設は、管路（分流式雨水管・分流式污水管・合流管）、津田沼浄化センター及び汚水中継ポンプ場（秋津・袖ヶ浦）2箇所です。

分流式雨水管の延長が約 135.8km、分流式污水管の延長が約 214.9km、合流管の延長が約 148.2km となっています。

施設	種類	延長(m)
管路	雨水管(分流)	135,834
	污水管(分流)	214,902
	合流管	148,156
	合計	498,892

平成 25 年 3 月末現在

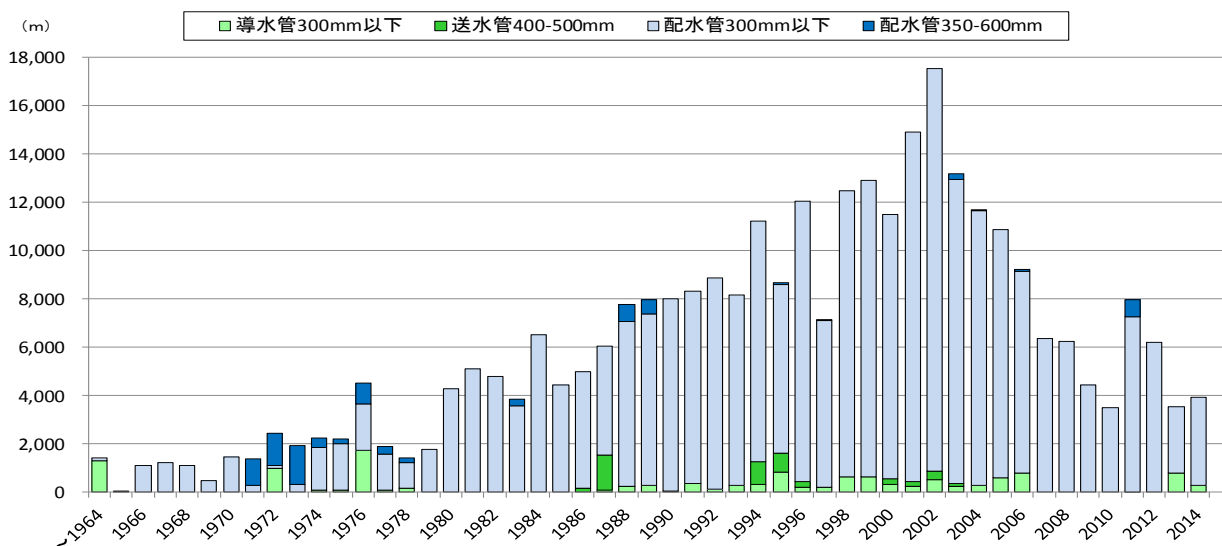
施設	施設数	面積(m ²)
津田沼浄化センター	1	82,000
汚水中継ポンプ場	2	3,617



⑤ 上水道

施設	種類	延長(m)	施設	施設数	床面積(m ²)
管路	導水管	12,855	給水場	3	—
	送水管	4,493	井戸	19	—
	配水管	294,064	庁舎	1	573
	合計	311,412			

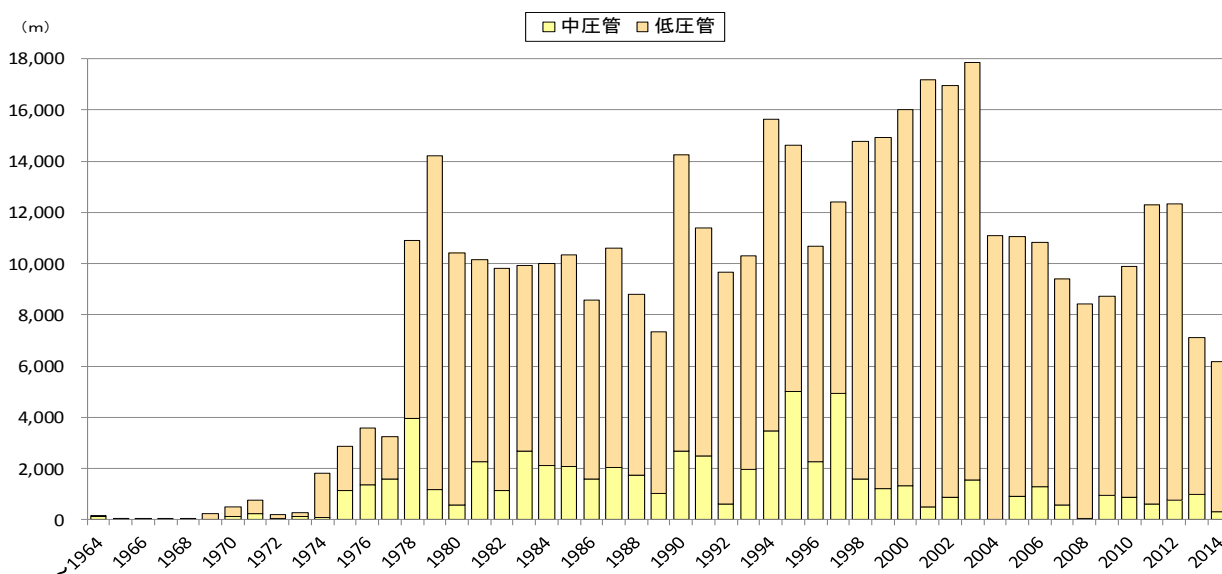
図表 管路（上水道）の整備状況



⑥ ガス

施設	種類	延長(m)	施設	施設数	床面積(m ²)
管路	中圧管	65,130	ガスホルダー	4	—
	低圧管	373,656	整圧器	51	—
	合計	438,786	受入所・供給所	4	—
			庁舎	1	1,800

図表 管路（ガス）の整備状況



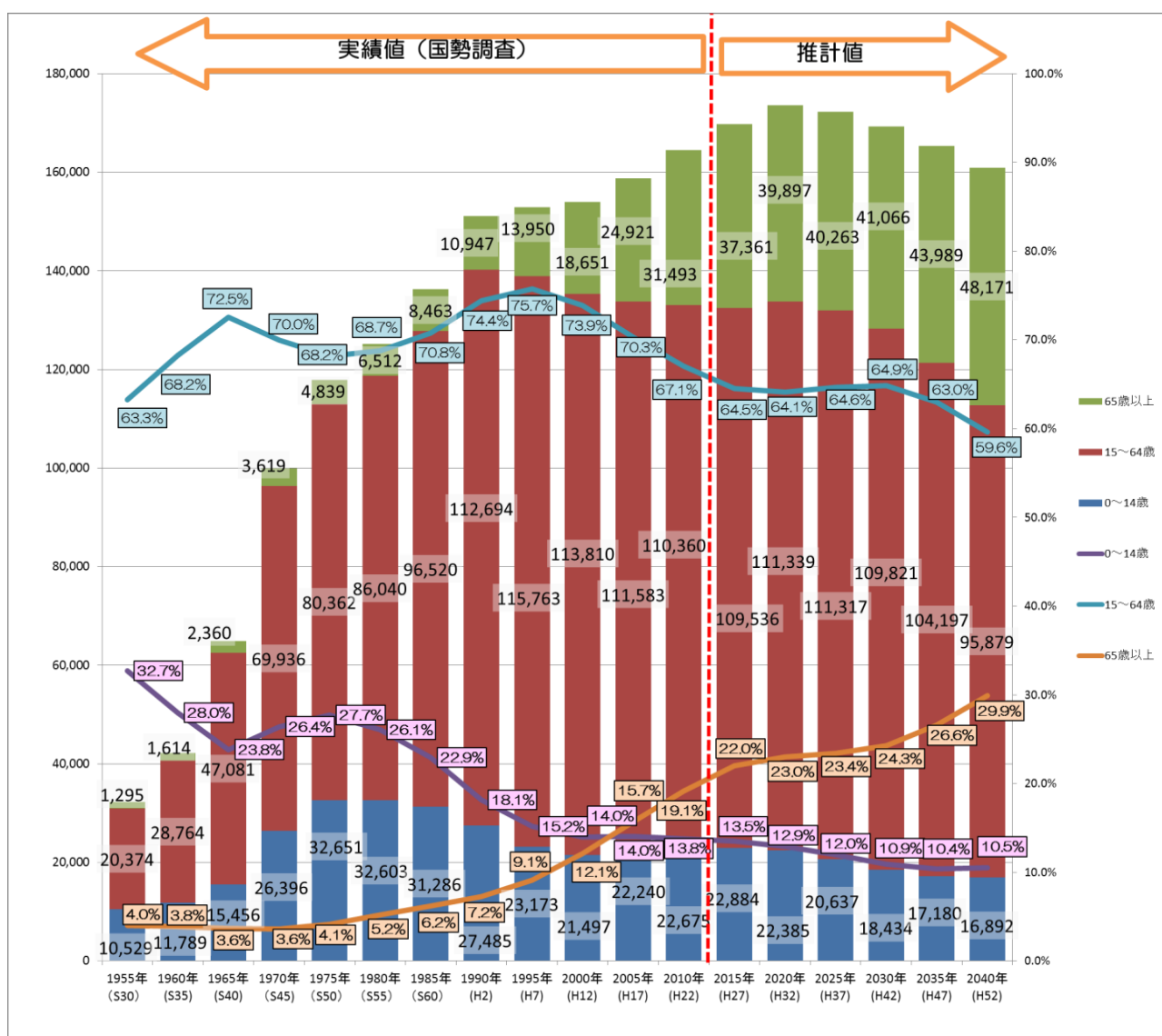
2. 3 本市の総人口や年代別人口についての今後の見通し

（2）年齢3区分別人口の推移と人口推計

本市では、全国的に少子高齢化傾向にある中で、直近の国勢調査においては年少人口が微増している点が特徴的と言えますが、人口構成比では、やはり縮小傾向となっています。

平成 25(2013)年 5月に実施した人口推計においては、以下のとおりです。

- 今後、数年間においては大規模開発等の影響により、人口の増加が見込まれるものの、平成 31(2019)年に総人口は約 17 万 4 千人でピークを迎え、その後、徐々に減少し平成 53(2041)年には約 16 万人になると予測されています。
- 平成 53(2041)年までの間には、生産年齢人口が従属人口（年少+老年人口）を下回ることはありませんが、割合は 60%を切りその差はかなり狭まってきます。



出典 習志野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

2. 4 公共施設の更新等に係る中長期の経費見込み

公共施設の改修・更新等に関する中長期の経費見込みについて、現在保有しているすべての施設を同規模で改修・更新していくとした場合の将来費用を算出します。

公共建築物は、平成 26(2014)年 3 月に策定した公共施設再生計画のデータを活用します。

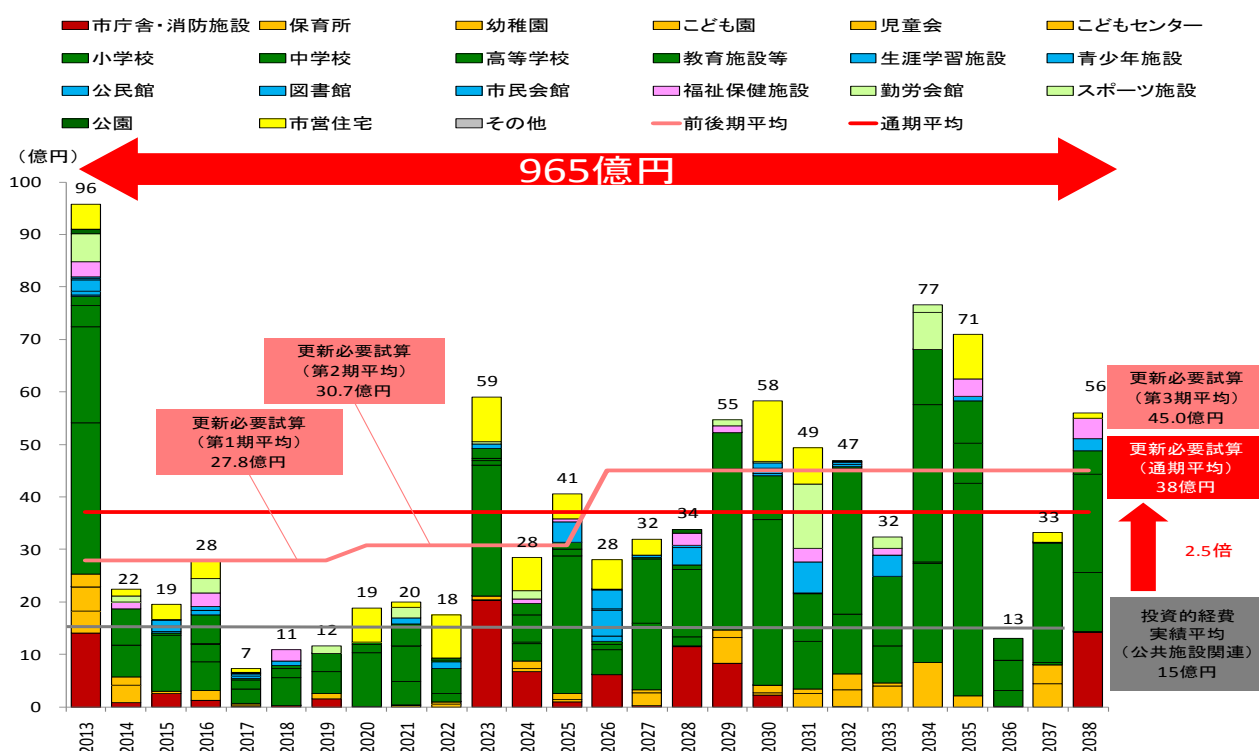
インフラ・プラント系施設は、平成 26(2014)年度決算に基づく固定資産台帳から、再調達価格により更新等費用を算出します。その際、これまでの分析から、インフラ・プラント系施設に関する更新等経費は、公共建築物の更新ピークを過ぎてから増加することが予測されていることから、平成 67(2055)年までの 40 年間で算出しています。

また、固定資産台帳は、これまでの投資実績から再調達価格を算出したものであり、既存施設の除却費や仮設費などを含まないことから、将来の更新等費用が低めに見積もられることに留意が必要です。

(1) 公共建築物

公共施設再生計画において示した改修・更新経費の試算では、平成 26(2014)年から、平成 50(2038)年までに必要な再生整備に要する事業費は、約 965 億円、毎年平均約 38 億円という結果になりました。人口を 16 万 5 千人とすると市民一人当たり、毎年 2.3 万円が必要ということになります。また、これまで公共施設にかけてきた投資的経費の実績平均、約 15 億円に対して 2.5 倍となり、現状の床面積と同規模で、改築、改修を行うと仮定すると、約 40%しか改築、改修ができないこととなります。

図表 各年度の事業費試算（出典 習志野市公共施設再生計画）



（２）インフラ・プラント系施設

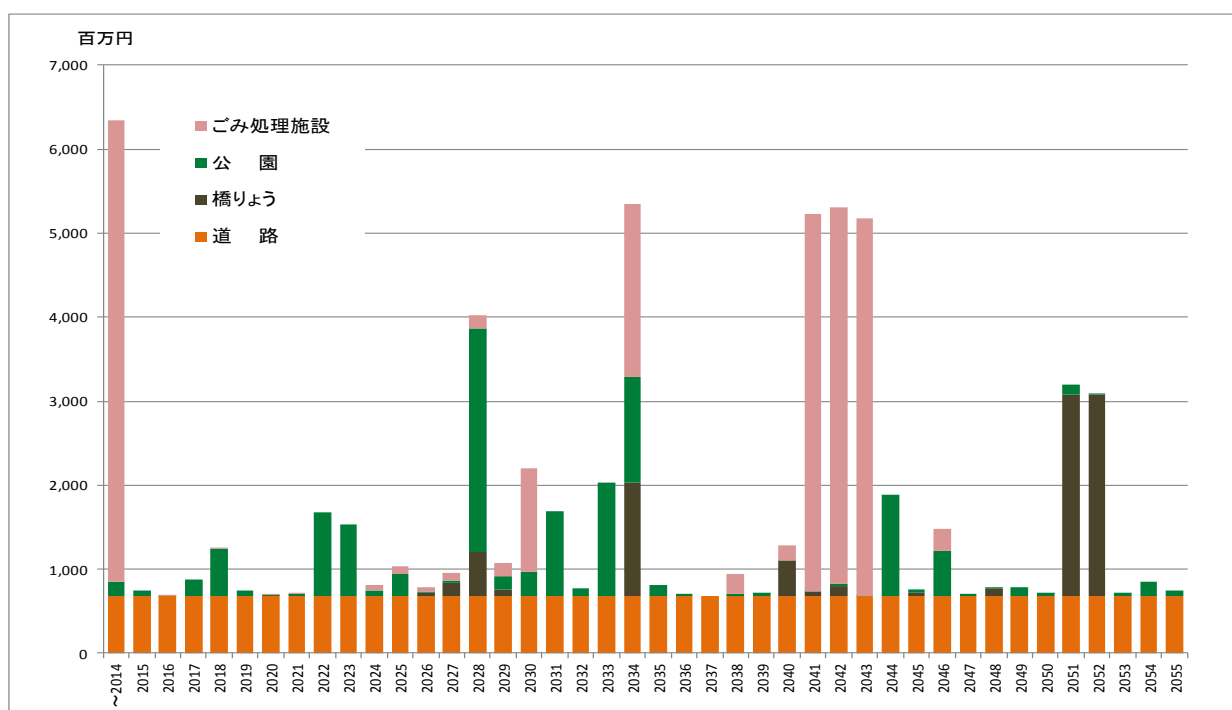
インフラ・プラント系施設のうち、道路、橋りょう、公園、下水道、ごみ処理施設に関する将来更新等費用の見込みを、固定資産台帳から算出します。

その際、一般会計（道路・橋りょう・公園・ごみ処理施設）、特別会計（下水道）、公営企業会計（上水道・ガス）に分類して算出します。

① 道路・橋りょう・公園・ごみ処理施設【一般会計】

（単位：千円）	平成67年度までの更新費用	1年平均の更新費用
道路	28,734,543	718,364
橋りょう	7,608,004	190,200
公園	12,660,076	316,502
ごみ処理施設	23,567,352	589,184
合計	72,569,975	1,814,250

図表 道路・橋りょう・公園・ごみ処理施設に係る更新等費用の見込み



【注記】

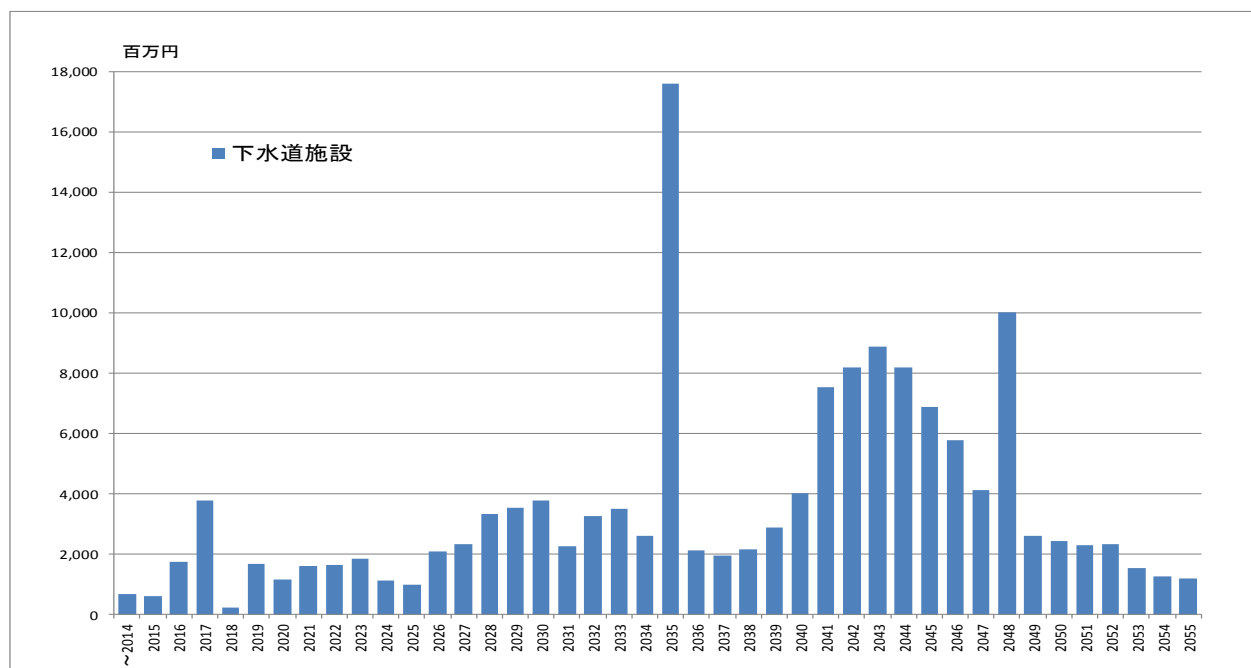
- 道路は、計画的な整備を考慮し期間を通じて同額とし、ごみ処理施設は、清掃工場の整備期間を3年間、橋りょうは、まろにえ橋、ふれあい橋の整備期間を2年間として計上。
- 旧芝園清掃工場は固定資産台帳に計上されていますが更新は行いません。

② 下水道施設【特別会計】

平成 67（2055）年度までの 40 年間で、下水道施設は、約 1,474 億 7 千万円、これを 1 年平均にすると、約 3 6 億 9 千万円の更新等費用が必要になる見込みです。

（単位：千円）	平成67年度までの更新費用	1年平均の更新費用
下水道施設	147,466,885	3,686,672

図表 下水道施設に係る更新等費用の見込み



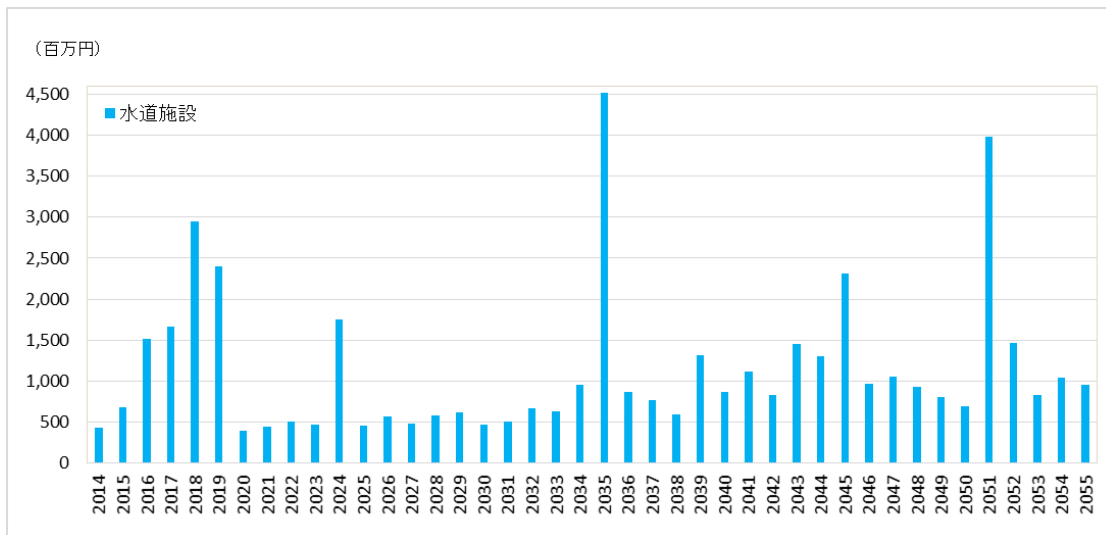
③ 上水道・ガス【公営企業】

平成 67（2055）年度までの 40 年間で、水道施設は約 467 億 5 千万円、ガス供給施設は、約 373 億円の更新費用が必要です。

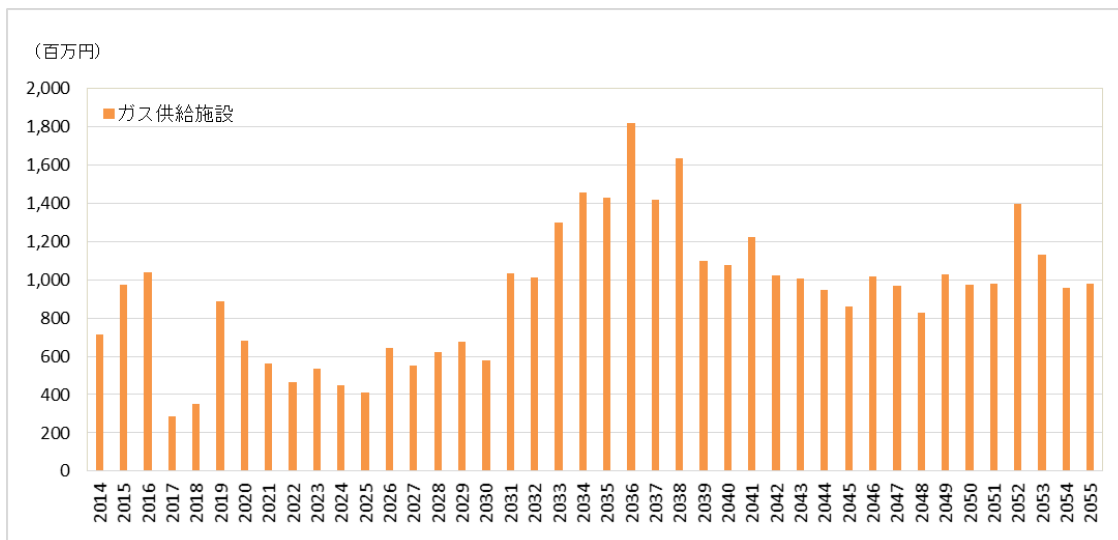
これを 1 年平均にすると、水道施設が約 11 億 7 千万円、ガス供給施設が約 9 億 3 千万円となり、合計では、約 21 億円の更新費用が必要となる見込みです。

（単位：千円）	平成 67 年度までの 更新費用	1 年平均の 更新費用
水道施設	46,746,051	1,168,651
ガス供給施設	37,303,650	932,591
合計	84,049,702	2,101,243

図表 水道施設に係る更新費用の見込み



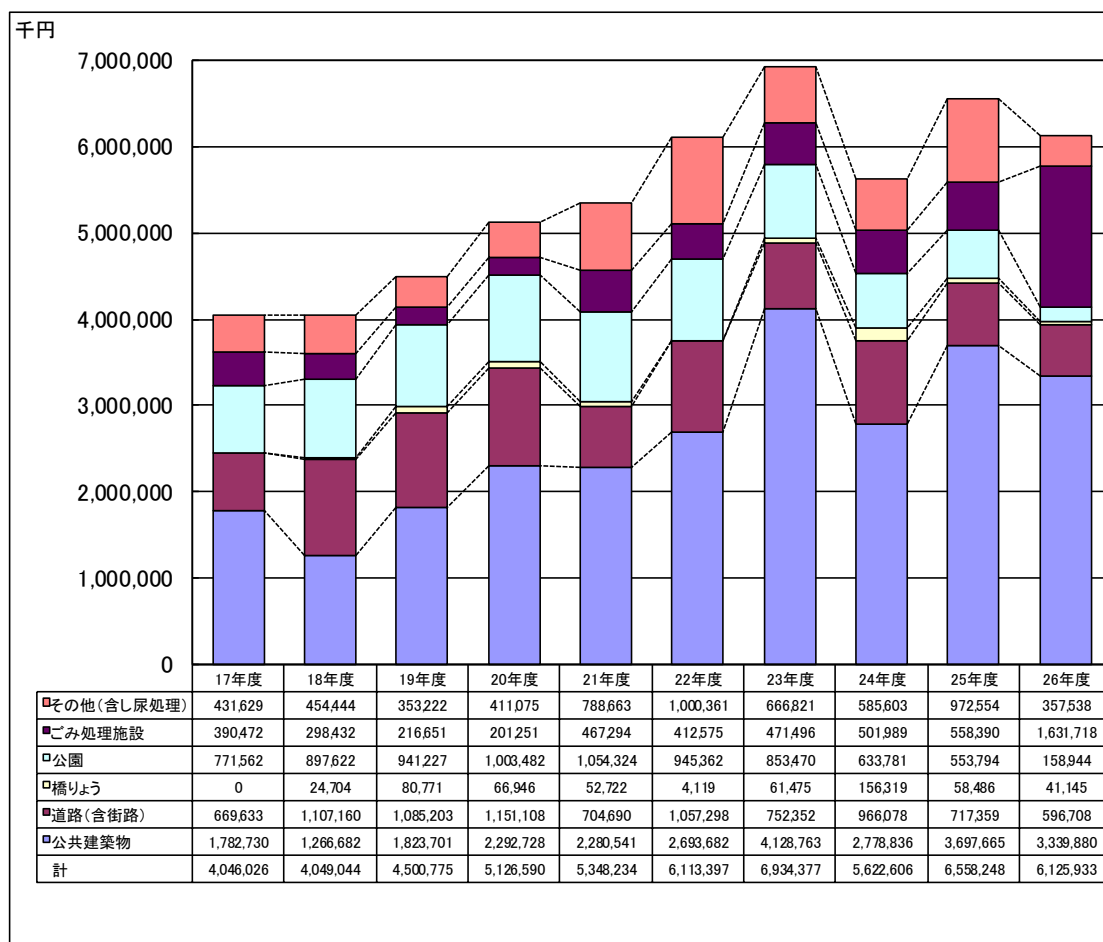
図表 ガス供給施設に係る更新費用の見込み



2. 5 財政の現状と公共施設の更新等に係る財源見通し

(1) 財政の現状

④ 増加傾向にある普通建設事業費の推移



公共施設の整備のための事業費である普通建設事業費は、耐震補強工事や公共施設の老朽化対策など、年々増加傾向にあります。

平成 26(2014)年度は、芝園清掃工場老朽化対策事業費が増加しています。

平成 17(2005)年度から平成 26(2014)年度までの10年間に、本計画の対象施設に充当した事業費は以下のとおり、1年平均で約 48 億 4 千万円となります。

(単位:千円)	平成17~26年度 までの事業費	1年平均の 事業費
道 路	8,807,589	880,759
橋りょう	546,687	54,669
公 園	7,813,568	781,357
ごみ処理施設	5,150,268	515,027
小計	22,318,112	2,231,811
公共建築物	26,085,208	2,608,521
合計	48,403,320	4,840,332

① 下水道事業、上水道事業及びガス事業の事業収支の推移

【下水道事業（特別会計）】

特別会計にて管理している、下水道施設の過去5年間の建設改良実績は、下表のとおりです。ただし、平成23(2011)年度は東日本大震災の影響があることから平成23(2011)年度を除く、平成21(2009)年度から平成26(2014)年度までの5年間としました。

この5年間の建設改良費の実績は、約112億円、1年平均では、約22億4千万円です。

過去5年間の建設改良費実績

(単位:千円)	平成21～26年度の 建設改良費総額	1年平均の 建設改良費
下水道施設	11,201,273	2,240,255

※平成23年度を除く

【上水道・ガス事業（公営企業会計）】

公営企業会計にて管理している、上水道施設及びガス供給施設の過去5年間の建設改良費の実績は、下表のとおりです。

上水道事業では、過去5年間の建設改良費の実績は、約31億6千万円、1年平均で、約6億3千万円、また、ガス事業では、過去5年間の建設改良費の実績は、約42億1千万円、1年平均で、約8億4千万円です。

上水道事業における過去5年間の建設改良費実績

(単位:千円)	平成22～26年度年度までの 建設改良費総額	1年平均の 建設改良費
水道施設	3,164,004	632,801

ガス事業における過去5年間の建設改良費実績

(単位:千円)	平成22～26年度年度までの 建設改良費総額	1年平均の 建設改良費
ガス供給施設	4,212,963	842,593

（２）公共施設の更新等に係る財源見通し

① 公共建築物

公共建築物に関しては、公共施設再生計画において、平成 26(2014)年度から平成 50(2038)年度までの 25 年間の更新等に係る総事業費が約 965 億円、1 年平均では約 38 億円、一方、平成 17(2005)年度から平成 21(2009)年度までの 5 年間の事業費の実績が、1 年平均では約 15 億円という分析結果を示しています。(24 ページ参照)

今回の財政の現状分析では、最近の普通建設事業費の増加に伴い、公共建築物に関する事業費の実績も増加しており、平成 17(2005)年度から平成 26(2014)年度までの 10 年間の分析では、1 年平均では約 26 億円まで増加しています。(34 ページ参照)

一方、最近の建設業界をめぐる労務費や資材の高騰などの要因により、更新等の事業費も増加していることから、平成 29(2017)年度からの公共施設再生計画の見直しに合わせて、個別施設計画の見直しを行う必要があります。

公共施設再生計画における更新費用の見込み

(単位:千円)	平成26～50年度 までの事業費	1年平均の 更新費用
公共建築物 【公共施設再生計画時点】	96,500,561	3,860,022

公共施設再生計画における過去の事業費実績

(単位:千円)	平成17～21年度 までの事業費	1年平均の 事業費
公共建築物 【公共施設再生計画時点】	7,565,435	1,513,087

(単位:千円)	平成26～50年度 までの事業費	1年平均の 更新費用
公共建築物 【今後見直し予定】	今後、見直し予定ですが、更新費用の増加が見込まれます。	

今回の分析結果

(単位:千円)	平成17～26年度 までの事業費	1年平均の 事業費
公共建築物 【今後見直し予定】	26,085,208	2,608,521

② インフラ・プラント系施設

a) 道路・橋りょう・公園・ごみ処理施設【一般会計】

一般会計に属する、道路、橋りょう、公園、ごみ処理施設に関する更新等の必要事業費及び過去 10 年間の事業費の実績は、下表のとおりです。

施設区分ごとには、確保可能な事業費の過不足はありますが、合計では、1 年平均の更新費用見込み額、約 18 億 1 千万円に対して、事業費実績が、約 22 億 3 千万円であることから、現状の普通建設事業費が将来的に確保可能であるとすると、平均的には対応可能との見通しとなっています。なお、今後、個別施設計画を検討する際に、更なる精査を行います。

更新費用の見込み

(単位:千円)	平成67年度までの 更新費用	1年平均の 更新費用
道 路	28,734,543	718,364
橋りょう	7,608,004	190,200
公 園	12,660,076	316,502
ごみ処理施設	23,567,352	589,184
合計	72,569,975	1,814,250

過去10年間の事業費実績

(単位:千円)	平成17～26年度 までの事業費	1年平均の 事業費
道 路	8,807,589	880,759
橋りょう	546,687	54,669
公 園	7,813,568	781,357
ごみ処理施設	5,150,268	515,027
小計	22,318,112	2,231,811

b) 下水道施設【特別会計】

今後40年間の更新費用の1年平均、約36億9千万円に対して、過去5年間の建設改良費の実績が、約22億4千万円であることから、1年平均で約14億5千万円の財源が不足する見込みです。

更新費用の見込み

(単位:千円)	平成67年度までの更新費用	1年平均の更新費用
下水道施設	147,466,885	3,686,672

過去5年間の建設改良費実績

(単位:千円)	平成21～26年度の建設改良費総額	1年平均の建設改良費
下水道施設	11,201,273	2,240,255

※平成23年度を除く

c) 上水道・ガス【公営企業】

水道事業では、今後40年間の更新費用の1年平均、約11億7千万円に対して、過去5年間の建設改良費の実績が、約6億3千万円、1年平均で約5億4千万円の財源が不足する見込みです。

上水道事業における更新費用の見込み

(単位:千円)	平成67年度までの更新費用	1年平均の更新費用
水道施設	46,746,051	1,168,651

上水道事業における過去5年間の建設改良費実績

(単位:千円)	平成22～26年度年度までの建設改良費総額	1年平均の建設改良費
水道施設	3,164,004	632,801

ガス事業では、次頁の表のとおり、今後40年間の更新費用の1年平均、約9億3千万円に対して、過去5年間の建設改良費の実績が約8億4千万円、1年平均で約9千万円の財源が不足する見込みです。

ガス事業における更新費用の見込み

(単位:千円)	平成67年度までの更新費用	1年平均の更新費用
ガス供給施設	37,303,650	932,591

ガス事業における過去5年間の建設改良費実績

(単位:千円)	平成22～26年度年度までの建設改良費総額	1年平均の建設改良費
ガス供給施設	4,212,963	842,593

■ 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3. 1 公共施設等の現状や課題に対する基本認識

現状では、全般的に公共施設の老朽化が急速に進んでおり、今後、公共施設の更新等には多額の費用が必要となることが予想される一方、そのための財源確保は困難な状況が想定されています。特に、公共建築物と上・下水道において財源不足が顕著です。こうした状況を踏まえ、更なる現状把握と課題の分析を行い、そのうえで合理的な資産管理のもとで老朽化対策を実行し、将来のまちづくりを持続可能なものとしていくこととします。

3. 2 公共施設等の管理に関する基本方針

基本理念 持続可能な文教住宅都市の実現

本計画は、今後想定される様々な社会環境の変化に対応し、文教住宅都市憲章の理念を引き継ぎつつ、持続可能な文教住宅都市を実現していくために策定するものです。

基本方針1 保有総量の圧縮

公共施設のあり方及び必要性について、市民ニーズや将来のまちづくりを踏まえた政策適合性や費用対効果などを総合的に評価しつつ、社会環境の変化を想定しながら、適正な施設の保有量の実現を目指します。

公共建築物については、将来の人口減少、厳しさを増す財政状況を踏まえ、公共施設再生計画に基づく事業を推進します。

インフラ・プラント系施設については、市民生活と密接に関わっていることから、各施設の特性を考慮し、現在の取組を進めつつ、今後、中長期的な経営的視点に基づく総量の適正化を目指します。

基本方針2 長寿命化の推進

現在保有している公共施設は、適切な点検・診断を実施するとともに、計画的な維持保全を実施し、長寿命化を推進します。また、今後、個別施設計画に基づき再生整備を実施する施設についても、ファシリティマネジメントの導入により、長期にわたる安心・安全なサービス提供に努め、財政負担の軽減と負担の平準化を目指します。

基本方針3 財源の確保

現在保有している公有資産について、その目的や必要性について精査を行い、保有し続ける必要性の低下した資産については、売却や貸付を行うなど、今後の公共施設老朽化対策の財源として有効活用を行います。また、これにより民間活用が進むことで、市税収入増加や地域及び経済の活性化につなげていきます。

公共施設を維持保全・管理運営し、将来の大規模改修、建替え等には多額の財政負担が必要なことから、税負担の公平性の観点から受益者負担の適正化を進めます。

■ 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

4. 1 公共建築物（公共施設再生計画対象施設）の管理に関する基本方針

- ◆ 公共建築物に関する基本方針は、平成26(2014)年3月に策定した「公共施設再生計画」において設定していることから、本計画では、その内容を継承します。

（1）基本方針「3つの前提と7つの基本方針」

① 「機能」と「施設（建物）」の分離

【前提1】「機能」と「施設（建物）」の分離

【基本方針1】

- 施設重視から**機能優先**へ考え方を転換
- 単一機能での施設整備を止め、**多機能化・複合化**を推進

② 保有総量の圧縮

【前提2】保有総量の圧縮

【基本方針2】

- 施設の**更新事業費**を圧縮
- 機能をできるかぎり維持し、**建物を削減**

【基本方針3】

- 人口増減、市民ニーズを勘案して、施設更新の優先順位を決定
- 優先順位は建物に付けるのではなく、**機能に順位付け**

【基本方針4】

- 機能統合により発生した未利用地については、**原則売却・貸付**による有効活用を実施し、更新財源の一部として基金に
- 利用者負担の適正化、余裕スペースの活用により財源確保

③ 施設の質的向上

【前提3】施設の質的向上

【基本方針5】

- 計画的な維持保全による、**建物の長寿命化**
- **予防保全**によるライフサイクルコストを削減

【基本方針6】

- バリアフリー、環境負荷低減、効率的運営等、機能面での質的向上を図る

【基本方針7】

- 災害時における**避難所としての役割を強化**します

4. 2 インフラ・プラント系施設の管理に関する基本方針

- ◆ インフラ・プラント系施設は、市民生活に密着し、廃止や統廃合を行うためには、都市構造自体を見直さなくてはならないことから、当面は、長寿命化対策を基本とします。
- ◆ 公共施設等を取り巻く各課題に対応し、安全で快適な市民生活を支えていくために、中・長期的視点に立ち、適切な維持管理を行うとともに、施設の有効活用を行いながら、市民サービスの維持向上を図ります。
- ◆ そのために、各施設の状況に応じたメンテナンスサイクル⁴を構築するとともに、適切なファシリティマネジメント⁵を推進します。

（1）基本方針

- ① 施設情報システムの導入などにより、各施設の状況を的確に把握します。
- ② 定期的な点検に基づく維持管理・補修を行うことで、施設の長寿命化を目指します。
- ③ 予防保全の考え方に立ち、計画的な改修に取り組み、維持管理費の縮減・平準化を進め、ライフサイクルコストを低減します。
- ④ 個別計画を策定する際には、将来の人口動向や都市構造を見据え、必要な機能・規模を精査し、適切な施設再配置計画を策定することで、持続可能な都市経営を目指します。
- ⑤ 施設の維持管理や運営等にあたっては、民間事業者の技術、能力を積極的に活用した官民連携を進めます。

⁴ メンテナンスサイクルとは、個別施設毎の長寿命化計画を核として、点検・診断、修繕・更新、情報の整備といった維持管理のPDCAサイクルを構築することです。

⁵ ファシリティマネジメント（略語：FM）とは、自ら所有又は賃借（使用）する施設（土地、建物、構築物、設備、物品等）とその環境（内部環境だけでなく外部環境及び情報環境）すべてを、経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営管理活動のことです。

■ 第5章 公共施設等総合管理計画の推進に向けて

5. 1 推進体制の整備

- 本計画に基づく取組を、全庁的な整合性をもって着実に推進するため、庁内推進体制を整備します。その際、進行管理及び個別施設計画の検討においては、引き続き、資産管理室と各施設所管部局との綿密な連携による、公共施設マネジメント推進体制のもとで作業を進めます。
- 本計画の策定の趣旨を踏まえて、習志野市公共施設再生基本条例を改正するとともに、公共施設再生推進審議会の役割を見直します。

5. 2 情報公開による問題意識の共有化

- 本市の公共施設は、本市のまちづくりの経過から、全国の自治体の中でも老朽化が進んだ状況にあり、財政的な負担を考えると非常に困難な課題となっています。
- 一方、公共施設は市民にとって身近な存在でありながら、それらを取り巻く様々な課題については、身近な問題として受け止められていないのが現状です。
- 公共施設の老朽化問題を解決して行くためには、公共施設の実態に関する情報を積極的に開示し、市民が問題意識を共有しながら、困難を乗り越えて進んでいきます。
- 引き続き、更なる詳細な分析のもとで、最新の情報とより幅広い視点からの現状分析を行いつつ、わかりやすい情報提供に努めていきます。

5. 3 市民協働と官民連携の推進

今後、本計画に基づく個別施設計画を着実に進めて行くにあたっては、具体的な事業に対する市民の理解と協力が不可欠であるとともに、事業の実施に対する民間事業者の専門的な技術やノウハウの活用が必要になってきます。

- 本計画及び個別施設計画の推進にあたっては、市民意見の聴取、アンケートの実施など合意形成に努めます。
- 施設の用途や目的に応じて、市民による管理・運営を行う仕組みを検討します。
- 事業の実施にあたっては、コスト削減やサービスの向上を目指し、指定管理者制度やPFI・PPPなどの官民連携手法を積極的に導入します。
- 施設の更新、維持管理など、その内容に応じて、地域事業者の参入を促進することにより、地域経済の活性化と地元雇用の創出につながる仕組みを検討します。
- 官民連携手法の導入促進のため、PFI導入指針の改訂、民間提案制度の創設のほか、将来のわたってのまちづくりの観点から地域経済の活性化及び地域における担い手の育成、確保に向けた産官学金による地域プラットフォーム⁶の形成などの基盤整備を推進します。

⁶ 地域プラットフォームとは、公共施設再生事業の実施にあたり、地元企業による官民連携事業を促進するため、ネットワークづくりやノウハウの共有などの基盤づくりを実施する、関係者による組織のことである。

5. 4 地方公会計制度改革の取組との連携

- 本計画を進めるにあたり、地方公会計制度改革の取組と連携を図っていきます。

5. 5 公共交通との連携

- 公共施設間の移動手段の確保、並びに「コンパクトな市域」という本市の特性を踏まえた移動手段の確保など、公共交通との連携を検討していきます。

5. 6 広域連携の検討

- 今後の人口減少への対応や公共施設の有効活用を図るために、近隣自治体との連携を強化し、公共施設の相互利用などによる効率的・効果的な公共施設の設置運営を検討します。

5. 7 個別施設計画の策定に向けて

（1）公共建築物

- 本市では、既に公共建築物に関する個別施設計画として「公共施設再生計画」が策定済みであり、平成 26(2014)年度から個別事業がスタートしていることから、引き続き、「公共施設再生計画」を、本計画に基づく公共建築物に関する個別施設計画と位置付け、計画の見直しを実施しつつ運用していきます。

（2）インフラ・プラント系施設

- インフラ・プラント系の施設に関する個別施設計画については、現在、各施設所管部局において実施している個別施設整備（長寿命化）計画を継続していきます。
- そのうえで、今後、国から示されるインフラ長寿命化計画（行動計画）などの動向を踏まえ、本計画の基本的な考え方や取組の方向性に基づき、市の長期計画の後期基本計画の開始時期（平成 32(2020)年度）に合わせ、順次、見直しながら策定していきます。
- また、個別施設計画が未策定の施設についても、本計画の基本的な考え方や取組の方向性に基づき、計画的に取組んでいきます

5. 8 計画の進行管理

- 本計画は、本市の長期計画における基本計画期間に併せて定期的な見直しを実施します。その際、本計画に基づく個別施設計画の見直しも実施します。
- 本計画は、リスク対応型の計画マネジメント⁷を行うことから、定期の見直しに限らず、今後の市民ニーズや社会経済情勢の変化に応じて適宜見直しを行います。
- 見直しにあたっては、庁内組織における検討だけではなく、市民、議会への報告・公表、意見聴取などを行い、市民・議会の理解を得ることに努めます。

⁷ 「公共施設再生計画」参照

参考資料

1.	対象施設一覧表（建築物等）	1
----	---------------------	---

習志野市公共施設等総合管理計画（案）パブリックコメント用【概要版】

1. 対象施設一覧表（建築物等）

施設名	所管課	施設配置区分	施設配置エリア区分	公共施設 再生計画 対象施設	公共施設等 総合管理計画 対象施設
庁舎・消防施設					
市役所庁舎	契約検査課	全市利用施設	京成津田沼駅勢圏	1	1
第二分室	契約検査課	全市利用施設	京成津田沼駅勢圏	2	2
第三分室	契約検査課	全市利用施設	京成津田沼駅勢圏	3	3
第四分室	契約検査課	全市利用施設	京成津田沼駅勢圏	—	—
教育委員会事務局	教育総務課	全市利用施設	京成津田沼駅勢圏	4	4
保健会館	健康支援課	全市利用施設	京成津田沼駅勢圏	5	5
庁舎分室(サンロード津田沼)	契約検査課	全市利用施設	京成津田沼駅勢圏	—	—
消防本部・中央消防署	消防総務課	全市利用施設	京成津田沼駅勢圏	6	6
中央消防署谷津出張所	消防総務課	全市利用施設	谷津・JR津田沼駅勢圏	7	7
中央消防署秋津出張所	消防総務課	全市利用施設	新習志野駅勢圏	8	8
東消防署	消防総務課	全市利用施設	実籾駅勢圏	9	9
東消防署藤崎出張所	消防総務課	全市利用施設	京成津田沼駅勢圏	10	10
消防団第1分団詰所	消防総務課	地域利用施設	向山コミュニティ	11	11
消防団第2分団詰所	消防総務課	地域利用施設	津田沼コミュニティ	12	12
消防団第3分団詰所	消防総務課	地域利用施設	鷺沼・鷺沼台コミュニティ	13	13
消防団第4分団詰所	消防総務課	地域利用施設	藤崎コミュニティ	14	14
消防団第5分団詰所	消防総務課	地域利用施設	大久保・泉・本大久保コミュニティ	15	15
消防団第6分団詰所	消防総務課	地域利用施設	津田沼コミュニティ	16	16
消防団第7分団詰所	消防総務課	地域利用施設	実籾・新栄コミュニティ	17	17
消防団第8分団詰所	消防総務課	地域利用施設	本大久保・花咲・屋敷コミュニティ	18	18
小学校					
津田沼小学校	教育総務課	地域利用施設	津田沼コミュニティ	19	19
大久保小学校	教育総務課	地域利用施設	藤崎コミュニティ	20	20
谷津小学校	教育総務課	地域利用施設	谷津コミュニティ	21	21
鷺沼小学校	教育総務課	地域利用施設	鷺沼・鷺沼台コミュニティ	22	22
実籾小学校	教育総務課	地域利用施設	実籾・新栄コミュニティ	23	23
大久保東小学校	教育総務課	地域利用施設	大久保・泉・本大久保コミュニティ	24	24
袖ヶ浦西小学校	教育総務課	地域利用施設	袖ヶ浦西コミュニティ	25	25
袖ヶ浦東小学校	教育総務課	地域利用施設	袖ヶ浦東コミュニティ	26	26
東習志野小学校	教育総務課	地域利用施設	東習志野コミュニティ	27	27
屋敷小学校	教育総務課	地域利用施設	本大久保・花咲・屋敷コミュニティ	28	28
藤崎小学校	教育総務課	地域利用施設	藤崎コミュニティ	29	29
実花小学校	教育総務課	地域利用施設	実花コミュニティ	30	30
向山小学校	教育総務課	地域利用施設	向山コミュニティ	31	31
秋津小学校	教育総務課	地域利用施設	秋津・茜浜コミュニティ	32	32
香澄小学校	教育総務課	地域利用施設	香澄・芝園コミュニティ	33	33
谷津南小学校	教育総務課	地域利用施設	向山コミュニティ	34	34
中学校					
第一中学校	教育総務課	地域利用施設	谷津コミュニティ	35	35
第二中学校	教育総務課	地域利用施設	実籾・新栄コミュニティ	36	36
第三中学校	教育総務課	地域利用施設	袖ヶ浦東コミュニティ	37	37
第四中学校	教育総務課	地域利用施設	東習志野コミュニティ	38	38
第五中学校	教育総務課	地域利用施設	藤崎コミュニティ	39	39
第六中学校	教育総務課	地域利用施設	本大久保・花咲・屋敷コミュニティ	40	40
第七中学校	教育総務課	地域利用施設	香澄・芝園コミュニティ	41	41
高等学校・その他教育施設					
習志野高等学校	学校教育課	全市利用施設	実籾駅勢圏	42	42
学校給食センター	学校教育課	全市利用施設	京成津田沼駅勢圏	43	43
総合教育センター	指導課	全市利用施設	実籾駅勢圏	44	44
鹿野山少年自然の家	学校教育課	全市利用施設	—	45	45
富士吉田青年の家	青少年課	全市利用施設	—	46	46

習志野市公共施設等総合管理計画（案）パブリックコメント用【概要版】

施設名	所管課	施設配置区分	施設配置エリア区分	公共施設 再生計画 対象施設	公共施設等 総合管理計画 対象施設
幼稚園・保育所・こども園・こどもセンター					
つくし幼稚園	こども政策課	地域利用施設	藤崎コミュニティ	47	47
谷津幼稚園	こども政策課	地域利用施設	谷津コミュニティ	48	48
津田沼幼稚園	こども政策課	地域利用施設	津田沼コミュニティ	49	49
屋敷幼稚園	こども政策課	地域利用施設	本久保・花咲・屋敷コミュニティ	50	50
大久保東幼稚園	こども政策課	地域利用施設	大久保・泉・本久保コミュニティ	51	51
新栄幼稚園	こども政策課	地域利用施設	実籾・新栄コミュニティ	52	52
実花幼稚園	こども政策課	地域利用施設	実花コミュニティ	53	53
藤崎幼稚園	こども政策課	地域利用施設	藤崎コミュニティ	54	54
秋津幼稚園	こども政策課	地域利用施設	秋津・茜浜コミュニティ	55	55
向山幼稚園	こども政策課	地域利用施設	向山コミュニティ	56	56
香澄幼稚園	こども政策課	地域利用施設	香澄・芝園コミュニティ	57	57
大久保保育所	こども政策課	地域利用施設	大久保・泉・本久保コミュニティ	58	58
菊田保育所	こども政策課	地域利用施設	津田沼コミュニティ	59	59
藤崎保育所	こども政策課	地域利用施設	藤崎コミュニティ	60	60
谷津保育所	こども政策課	地域利用施設	向山コミュニティ	61	61
本久保保育所	こども政策課	地域利用施設	本久保・花咲・屋敷コミュニティ	62	62
大久保第二保育所	こども政策課	地域利用施設	大久保・泉・本久保コミュニティ	63	63
本久保第二保育所	こども政策課	地域利用施設	本久保・花咲・屋敷コミュニティ	64	64
菊田第二保育所	こども政策課	地域利用施設	津田沼コミュニティ	65	65
秋津保育所	こども政策課	地域利用施設	秋津・茜浜コミュニティ	66	66
谷津南保育所	こども政策課	地域利用施設	向山コミュニティ	67	67
東習志野こども園	こども政策課	地域利用施設	東習志野コミュニティ	68	68
杉の子こども園	こども政策課	地域利用施設	大久保・泉・本久保コミュニティ	69	69
袖ヶ浦こども園	こども政策課	地域利用施設	袖ヶ浦西コミュニティ	70	70
こどもセンター	子育て支援課	地域利用施設	鷺沼・鷺沼台コミュニティ	71	71
放課後児童会					
大久保東児童会	青少年課	地域利用施設	大久保・泉・本久保コミュニティ	72	72
大久保児童会	青少年課	地域利用施設	藤崎コミュニティ	73	73
大久保第二児童会	青少年課	地域利用施設	藤崎コミュニティ	74	74
鷺沼児童会	青少年課	地域利用施設	鷺沼・鷺沼台コミュニティ	75	75
鷺沼第二児童会	青少年課	地域利用施設	鷺沼・鷺沼台コミュニティ	76	76
藤崎第一児童会	青少年課	地域利用施設	藤崎コミュニティ	77	77
藤崎第二児童会	青少年課	地域利用施設	藤崎コミュニティ	78	78
谷津南児童会	青少年課	地域利用施設	向山コミュニティ	79	79
コミュニティセンター・集会所・公民館・生涯学習施設・青少年施設					
東習志野コミュニティセンター	協働まちづくり課	地域利用施設	東習志野コミュニティ	80	80
谷津コミュニティセンター	協働まちづくり課	地域利用施設	谷津コミュニティ	81	81
市民プラザ大久保	協働まちづくり課	地域利用施設	大久保・泉・本久保コミュニティ	—	—
屋敷タウンハウス集会所	資産管理課	—	—	—	82
実籾老人集会所	高齢者支援課	—	—	—	83
東習志野8丁目会館（旧ヘルステーション分室）	健康支援課	—	—	—	84
あづまこども会館	青少年課	地域利用施設	大久保・泉・本久保コミュニティ	82	85
藤崎青年館	青少年課	地域利用施設	藤崎コミュニティ	83	86
生涯学習地区センターゆうゆう館	社会教育課	地域利用施設	本久保・花咲・屋敷コミュニティ	84	87
菊田公民館	社会教育課	地域利用施設	津田沼コミュニティ	85	88
大久保公民館	社会教育課	地域利用施設	本久保・花咲・屋敷コミュニティ	86	89
屋敷公民館	社会教育課	地域利用施設	本久保・花咲・屋敷コミュニティ	87	90
実花公民館	社会教育課	地域利用施設	実花コミュニティ	88	91
袖ヶ浦公民館	社会教育課	地域利用施設	袖ヶ浦西コミュニティ	89	92
谷津公民館	社会教育課	地域利用施設	向山コミュニティ	90	93
新習志野公民館	社会教育課	地域利用施設	秋津・茜浜コミュニティ	91	94
ホール					
市民会館	社会教育課	全市利用施設	京成大久保駅勢圏	92	95
文化ホール	社会教育課	全市利用施設	谷津・JR津田沼駅勢圏	93	96
図書館					
谷津図書館	社会教育課	地域利用施設	谷津コミュニティ	94	97
東習志野図書館	社会教育課	地域利用施設	東習志野コミュニティ	95	98
大久保図書館	社会教育課	地域利用施設	本久保・花咲・屋敷コミュニティ	96	99
藤崎図書館	社会教育課	地域利用施設	藤崎コミュニティ	97	100
新習志野図書館	社会教育課	地域利用施設	秋津・茜浜コミュニティ	98	101

習志野市公共施設等総合管理計画（案）パブリックコメント用【概要版】

施設名	所管課	施設配置区分	施設配置エリア区分	公共施設再生計画対象施設	公共施設等総合管理計画対象施設
保健・福祉施設					
総合福祉センター(Ⅰ期棟)	あじさい療育支援センター	全市利用施設	新習志野駅勢圏	99	102
総合福祉センター(Ⅱ期棟)	高齢者支援課	全市利用施設	新習志野駅勢圏		
総合福祉センター(Ⅲ期棟)	障がい福祉課	全市利用施設	新習志野駅勢圏		
東部保健福祉センター	高齢者支援課	全市利用施設	京成大久保駅勢圏	100	
旧花の実園分場建物	高齢者支援課	—	—	—	103
旧内職センター建物	高齢者支援課	—	—	—	
シルバー人材センター	高齢者支援課	—	—	—	
旧屋敷青年館建物	高齢者支援課	—	—	—	
養護老人ホーム白鷺園	高齢者支援課	全市利用施設	京成津田沼駅勢圏	101	104
鷺沼霊堂	社会福祉課	全市利用施設	京成津田沼駅勢圏	102	105
海浜霊園	社会福祉課	全市利用施設	新習志野駅勢圏	103	106
海浜霊園(合葬式墓地)	社会福祉課	全市利用施設	新習志野駅勢圏	104	107
子育て支援三世交代流施設(ふくっぴー)	資産管理課	—	—	—	108
スポーツ施設					
暁風館	生涯スポーツ課	全市利用施設	新習志野駅勢圏	105	109
袖ヶ浦体育館	生涯スポーツ課	全市利用施設	新習志野駅勢圏	106	110
東部体育館	生涯スポーツ課	全市利用施設	実籾駅勢圏	107	111
勤労会館	商工振興課	全市利用施設	京成大久保駅勢圏	108	112
中央公園野球場	生涯スポーツ課	全市利用施設	京成大久保駅勢圏	—	113
袖ヶ浦少年サッカー場	生涯スポーツ課	全市利用施設	新習志野駅勢圏	—	114
秋津サッカー場	生涯スポーツ課	全市利用施設	新習志野駅勢圏	109	115
秋津野球場	生涯スポーツ課	全市利用施設	新習志野駅勢圏	110	116
中央公園パークゴルフ場	生涯スポーツ課	全市利用施設	京成大久保駅勢圏	—	117
茜浜パークゴルフ場	生涯スポーツ課	全市利用施設	新習志野駅勢圏	—	118
袖ヶ浦テニスコート	生涯スポーツ課	全市利用施設	新習志野駅勢圏	—	119
実籾テニスコート	生涯スポーツ課	全市利用施設	実籾駅勢圏	111	120
秋津テニスコート	生涯スポーツ課	全市利用施設	新習志野駅勢圏	112	121
芝園テニスコート・フットサル場	生涯スポーツ課	全市利用施設	新習志野駅勢圏	113	122
実花水泳プール	生涯スポーツ課	全市利用施設	実籾駅勢圏	—	123
総合型地域スポーツクラブ事務所	生涯スポーツ課	—	—	—	124
公園施設					
谷津干潟自然観察センター	公園緑地課	全市利用施設	新習志野駅勢圏	114	125
習志野緑地管理棟	公園緑地課	全市利用施設	谷津・JR津田沼駅勢圏	115	126
香澄公園管理棟	公園緑地課	全市利用施設	新習志野駅勢圏	116	127
谷津バラ園管理棟	公園緑地課	全市利用施設	谷津・JR津田沼駅勢圏	117	128
市営住宅					
鷺沼団地	住宅課	—	京成津田沼駅勢圏	118	129
鷺沼台団地	住宅課	—	京成津田沼駅勢圏	119	130
泉団地	住宅課	—	京成大久保駅勢圏	120	131
東習志野団地	住宅課	—	実籾駅勢圏	121	132
香澄団地	住宅課	—	新習志野駅勢圏	122	133
屋敷団地	住宅課	—	京成大久保駅勢圏	123	134
その他					
自転車リサイクル作業所	資産管理課	—	—	—	135
習志野厩舎	資産管理課	—	—	—	136
旧国民宿舎しおさい	資産管理課	—	—	—	137
旧本大久保教職員住宅	資産管理課	—	—	—	138
旧袖ヶ浦西幼稚園	資産管理課	—	—	—	139
JR津田沼駅北口自転車等駐輪場	道路交通課	—	—	—	140
JR新習志野駅自転車等駐輪場	道路交通課	—	—	—	141
京成津田沼駅自転車等駐輪場	道路交通課	—	—	—	142
JR津田沼駅南口自転車等駐輪場	道路交通課	—	—	—	143
京成実籾駅自転車等駐輪場	道路交通課	—	—	—	144
JR津田沼駅南口駅前広場エレベーター	道路交通課	—	—	—	145
JR津田沼駅北口駅前広場エレベーター	道路交通課	—	—	—	146
京成津田沼駅南口エレベーター	道路交通課	—	—	—	147
JR津田沼駅南口千葉工大脇エレベーター	道路交通課	—	—	—	148
津田沼浄化センター	下水道課	—	—	—	149
袖ヶ浦汚水中継ポンプ場	下水道課	—	—	—	150
秋津汚水中継ポンプ場	下水道課	—	—	—	151
クリーンセンター	クリーンセンター施設課	—	—	—	152
茜浜衛生処理場	クリーンセンター施設課	—	—	—	153
リサイクルプラザ	クリーンセンター施設課	—	—	—	154
芝園清掃工場	クリーンセンター施設課	—	—	—	155
清掃事務所	クリーンセンター施設課	—	—	—	156
旧習高北校舎	社会教育課	—	—	—	157
旧大沢家住宅	社会教育課	—	—	—	158
旧鶴田家住宅	社会教育課	—	—	—	159

習志野市公共施設等総合管理計画(案)

発行年月 平成 28(2016)年 月

発行・編集 習志野市 財政部 資産管理室 資産管理課

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼1丁目1番1号

電話 047-453-9308